

2 準都市計画区域制度の拡充

土地利用の整序または環境の保全が必要な区域

都市計画区域に準じ「準都市計画区域」を指定

広く指定する観点から、指定権者を市町村から県へ

容積率・建ぺい率等、建築基準法の「**集団規定**」の適用
大規模集客施設の立地を規制(非線引き都計区域化)
改正前と異なり、農地を含めて指定が可能 等

3 開発許可制度の見直し

大規模住宅開発等の許可基準を廃止

公共公益施設について、開発許可を適用
学校、社会福祉施設、病院、診療所、多数が利用する庁舎 等